

2018年12月13日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## ドイツ連邦議会、 2018年度税制改正案 を可決

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したアラートは、  
下記サイトからご覧になれます。

[www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html](http://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html)

### エグゼクティブサマリー

2018年11月8日、ドイツ連邦議会は、2018年度税制改正案を可決し、同法案は2018年11月23日にドイツ連邦参議院によって承認されました。

本アラートは、同法案による主な変更点についてまとめています。

### 詳細解説

#### 非居住者による「不動産保有(Land Rich)」法人の株式譲渡に係る キャピタルゲイン課税

税制改正案では、ドイツ不動産を保有する内国または外国法人の株式を譲渡する際のキャピタルゲイン課税は、譲渡前の5年間におけるいずれかの時点で1%以上を所有していた場合に生じます(すなわち、譲渡前の5年間におけるいかなる時点においても1%以上を所有していない場合には、キャピタルゲイン課税は生じません)。

当該キャピタルゲインについて、海外で法人所得税が課された場合には、同じキャピタルゲインに対してドイツで課される税額を上限として、税額控除を受けられます。

## 株主変更による損失等の使用制限ルールの改正

一般に、ドイツでは、損失(繰越欠損金、当期損失及び支払利息の繰越)は、株主変更によって失効(5年以内に25%超の株主変更があった場合は一部失効、50%超の株主変更があった場合は全額が全部失効)します。

最終法案では、法人所得税法(CITA)第8c(1) S. 1条(25%超50%以下の株主変更による一部失効)は適用されないこととなり、2007年12月31日以後の譲渡に遡って廃止されます。草案ではこの改正を2015年12月31日以前に行われた譲渡に限定していましたが、最終法案には当該限定は含まれていません。同法案がこの通りにドイツ連邦参議院によって承認された場合、ドイツの株主変更による損失等の使用制限ルールは50%以下の株主変更には適用されず、2007年12月31日以後のすべての譲渡における50%超の株主変更にのみ適用されることとなります。

当初修正案とともに導入されたCITA第34(6)条は、「再生に係る例外」規定(CITA第8c(1a)条)を復活させたものですが、これは最終法案の一部として残りませんでした。

「再生に係る例外」では、財政危機による再生の過程で法人の株主変更があった場合、当該法人の損失は失効しません。2011年1月26日、欧州委員会は、「再生に係る例外」は不当な国家補助に当たると判断しました。この結果、ドイツ立法府は「再生に係る例外」の適用を遡及的に停止しました。

2018年6月28日、欧州司法裁判所(ECJ)は欧州委員会の判断を覆し、「再生に係る例外」は不当な国家補助に当たらないとの判決を下しました。

このECJの判決を組み入れるべく、最終法案では「再生に係る例外」を2008年に遡って復活させています。

## 再生益の免税の適用可能性

2017年4月27日、ドイツ政府は、訴訟事案への対応として、再生益への課税の問題に対処し、支払不能の危機にある事業体に課税からの法的保護を提供すべく、所得税法(ITA)第3a条及び営業税法(TTA)第7b条の新たな導入を開始しました。

これらのルールは、欧州委員会による国家補助の承認をその適用の条件としていました。しかし、欧州委員会は、係る再生益の免税についてこの手続きは不要であると結論付けたようです。

よって、これらのルールに係る当該適用条件は、最終法案では削除されています。免税は2017年2月9日時点に遡って適用され、また当該日以前に益が実現されたあらゆる未決事案について適用されます。

## 電子商取引プラットフォーム運営者の第二次VAT納税義務

電子商取引プラットフォーム運営者の第二次VAT納税義務を定めたルール(ドイツVAT法(VATA)第22f条及び第25e条)は、直前の草案から実質的に変更されておらず、関連する文書及び情報の保持期間が10年間と定められたのみです。これらのルールでは、ある売り手によって支払われていないVATを支払う義務を電子商取引プラットフォーム運営者が負わないためには、(i)当該運営者が売り手の「登録証」を入手しており、かつ(ii)当該運営者が売り手が自身のVAT上の義務を遵守していない合理的理由がない場合に限られます。

## 電気自動車及びハイブリッド車の社用車に係る優遇措置

社用車の私的使用は、一般に、所得税の課税対象(現物給付)となります。納税者に支給される月次給付の価値は、当該社用車の業務使用が50%を超える場合、車両の定価総額(に自宅と職場間の距離1km当たり0.03%を加算した金額)に対して1%と見積もることが出来ます。

ドイツ立法府は、電気自動車およびハイブリッド車の利用をさらに後押しすべく、これらの車両に係る上記の計算において、車両のバッテリー容量1kWh当たり500ユーロを定価総額から減額する特例を2013年に導入しました。この減額には10,000ユーロの上限が設けられています。加えて、1kWh当たりの減額金額は、2013年の500ユーロから始まって毎年50ユーロずつ縮小されます(例えば、2014年に取得した電気自動車またはハイブリッド車の社用車に係る減額は1kWh当たり450ユーロとなり、2023年時点ではゼロになります)。

上記に代わり当初案で導入された案は、最終法案でも変更されていませんが、この案では、2019年から2021年までに取得した電気自動車またはハイブリッド車の社用車の定価総額は50%減額されることとなっています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

## EY税理士法人

ハンスペーター・ムザール  
ゲラルド・リース

パートナー  
シニアマネージャー

hans-peter.musahl@jp.ey.com  
gerald.lies@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

#### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20181213

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)